

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画 幹線街路環状 5 の 1 号 高架橋 1、高架橋 2

2 理由

当地は、「渋谷区都市計画マスタープラン 2000」において位置づけられている代々木公園、渋谷川等をつなぐ緑と水の空間軸上にあり、軸の形成に向けて周囲とつながる連続的な緑を創出し、魅力ある空間形成を目指している。また「渋谷駅中心地区まちづくり指針 2010」では原宿・表参道・青山へつながる高質な文化・交流エリアとして、回遊性や一体感のあるまちづくりの誘導を図ることとしている。

一方、防災上の観点から、「渋谷駅周辺地域都市再生安全確保計画（平成 28 年 3 月）」において一時退避場所の指定がされているところであり、防災上の重要な拠点となっている。さらに、明治通りは緊急輸送道路に指定されており、沿道の建物は耐震化を図ることが求められている。

幹線街路環状第 5 の 1 号線高架橋 1 及び 2 は、宮下公園を經由して明治通りを横断する都市計画道路であり、昭和 40 年 1 月 23 日付け建設省告示第 85 号をもって都市計画決定がなされ、昭和 42 年 7 月 29 日に供用開始して今日に至っている。

本高架橋と一体的に整備された宮下公園及び宮下駐車場は、しゅん工から 50 年が経過しており、耐震性能上課題を抱えていることから、上記位置づけにより再整備の必要性が生じている。

高架橋の区域の一部は、宮下公園及び宮下駐車場の区域の一部と重複しているため、宮下公園及び宮下駐車場の再整備に合わせ、高架橋の昇降経路を変更し、宮下公園及び宮下駐車場との区域の重複を最小限にすることにより、都市施設の機能を確保することを目的として、一部区域の変更を行うものである。